

国立大学法人富山大学教員特別業務手当支給細則

平成 25 年 6 月 25 日制定

平成 30 年 2 月 27 日改正

（総則）

第 1 条 [国立大学法人富山大学職員給与規則](#)（以下「給与規則」という。）第 30 条の 4 の規定による教員特別業務手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

（支給額）

第 2 条 教員特別業務手当の月額は、30,000 円とする。

（対象者の決定方法）

第 3 条 対象者及び支給期間は、役員会において審議の上決定する。

2 支給期間は更新することができるものとし、更新する場合は、再度役員会で審議の上決定する。

（雑則）

第 4 条 この細則に定めるもののほか、教員特別業務手当の支給に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 2 月 27 日から施行する。